

ひとり親・寡婦のための

弁護士による法律相談

養育費

面会交流

財産分与

慰謝料

離婚問題に理解のある弁護士が行う対面での個別相談です。

ひとり親として自立していくために専門家に相談したい方はご利用ください。

【平成30年度 相談日】

(毎月第2水曜日)

【時間】お一人様40分

①13:00~13:40 ②13:45~14:25

③14:30~15:10 ④15:15~15:55

【定員】1日4人まで(事前予約制)

【対象者】離婚(離婚予定)、死別、未婚の父・母、寡婦の方
滋賀県内在住(大津市除く)の方に限ります。

【場所】滋賀県立男女共同参画センター

【申込先】お電話でお申込みください。

☎ 0748-37-5088

※ご相談は無料です。

※ご利用はお一人様年度内1回限りとなります。

※限られた相談時間を有効にご利用いただくため、法律相談日までに

「相談カード」をご提出いただきます。

※秘密は固く守ります。

※ご予約状況によってお断りする場合がありますがご了承ください。

※託児室をご利用いただけます(6ヶ月以上小学校就学前)

平成30年	4月11日
	5月9日
	6月13日
	7月11日
	8月8日
	9月12日
	10月10日
	11月14日
12月12日	
平成31年	1月9日
	2月13日
	3月13日

● お問い合わせ先

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

滋賀マザーズジョブステーション内

TEL (0748) 37-5088

FAX (0748) 37-5488

H P <http://nozomi-kai.com>

休館日 月曜日・祝日の翌日・年末年始

